

令和4年 教育委員会

第1回 定例会 議事日程

令和4年1月11日（火）

第1 報 告

【子育て推進課】

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金

【指導課】

(1) 「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」に伴う対応について

(2) いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和3年11月）

第2 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（1月20日号）

子育て世帯への臨時特別給付金(追加給付分)について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給、または生計を維持する程度が高い方の所得が受給に相当する高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付を行う。

※本則給付：生計維持程度の高い者の所得が前年度の所得が限度額未満（扶養親族0人の場合、622万円、扶養親族一人につき38万円を加算）の場合における児童手当の給付。

2 対象者

児童（平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれ）を養育する者で、**児童手当（本則給付）受給者または受給相当の者。**

- (1) 千代田区からの児童手当等受給者
対象児童数（見込み） 4,200名
- (2) 所属官公庁からの児童手当（本則給付）受給者
対象児童数（見込み） 600名
- (3) 高校生相当児童のみを養育し、児童手当（本則給付）受給相当の者
対象児童数（見込み） 400名 (1) + (2) + (3) = 5,200名

3 事業概要

- (1) 予算額 267,224千円
給付費 260,000千円 事務費 7,224千円
- (2) 給付額
対象児童一名につき5万円
- (3) 手続時期
◆千代田区受給者
申請不要 ※辞退等のみ1月14日までに届出
◆公務員・高校生等
申請必要 ※次世代育成手当や昨年度の類似事業実績に基づき、一部の区民は申請不要
- (4) 給付時期
◆千代田区受給者 1月31日予定
※先行給付の5万円は令和3年12月27日に支給済です。
◆公務員・高校生等 1月31日以降予定
※先行給付の5万円と併せ、10万円を一括給付する。
- (5) 給付方法
◆千代田区受給者 児童手当等の指定口座に振り込み
◆公務員・高校生等 申請口座に振り込み

4 財源

国が所要経費を全額補助する予定です。

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年11月29日付3千子指導収第1548号「基本的対策徹底期間の延長に伴う対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

このことについて、東京都が都内における新たな変異株であるオミクロン株による感染拡大を受け、令和4年1月11日から1月31日までを期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を決定したこと、および、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和4年1月7日付3教総総第2205号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様に周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

①健康観察の実施

○幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。

- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- 咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず受診するよう指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 正しい手洗いの方法についての指導を徹底する。

⑤感染予防に関する指導

- 授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗いを徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、受診する)
- 出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②正しいマスクの着用

- 会話や会議の際にも必ずマスクを着用する。
- マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する。
- 正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

④勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

3 教育活動に関すること

- 一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して

実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

○文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、移動手段や活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、訪問先の感染

状況に応じて、延期又は中止も含めて検討する。実施する際は、感染症防止対策を徹底した上で、実施する。

(7) 部活動について

- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習の実施については、地域や生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断すること。
- 東京都又は活動先に、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言等の感染拡大に伴う特別な措置が出されている場合には、都県をまたぐ練習、練習試合及び大会等への参加は、全国大会及び関東大会を除き、中止とする。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
 - ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。

- 学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

基本的対策徹底期間の延長に係る前回通知（11月29日付【10月22日付け写し】）から「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」に係る今回通知（1月11日付）への変更点

2 基本的な感染症対策の実施について

令和3年11月29日付3千子指導収第1548号 (令和3年10月22日付3千子指導収第1361号写)	令和4年1月11日3千子指導収第1785号
(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導 ①健康観察の実施 ○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、無理をせず休養するよう指導する。	(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導 ①健康観察の実施 ○咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず受診するよう指導する。
(2) 家庭における感染症対策の依頼 ○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。	(2) 家庭における感染症対策の依頼 ○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。
(3) 教職員等の健康管理の徹底 ①基本的な感染症予防策の徹底 ○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養)	(3) 教職員等の健康管理の徹底 ①基本的な感染症予防策の徹底 ○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、受診する)
(3) 教職員等の健康管理の徹底 ④勤務時間外における感染症予防策の徹底 ○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。	(3) 教職員等の健康管理の徹底 ④勤務時間外における感染症予防策の徹底 ○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

3 教育活動に関すること

<p>令和3年11月29日付3千子指導収第1548号 (令和3年10月22日付3千子指導収第1361号写)</p>	<p>令和4年1月11日3千子指導収第1785号</p>
<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。</p>	<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。</p>
<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施にあたっては、感染症防止対策を徹底した上で、実施する。</p>	<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、訪問先の感染状況に応じて、延期又は中止も含めて検討する。実施する際は、感染症防止対策を徹底した上で、実施する。</p>
<p>(7) 部活動について</p> <p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。</p>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。</p>
<p>○対外試合、合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。</p>	<p>○都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習の実施については、地域や生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断すること。</p> <p>○東京都又は活動先に、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言等の感染拡大に伴う特別な措置が出されている場合には、都県をまたぐ練習、練習試合及び大会等への参加は、全国大会及び関東大会を除き、中止とする。</p> <p>○保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。</p>

<p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。 ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。 ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。 	<p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。 ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。 ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。 ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。
--	--

4 教育活動におけるPCR検査の活用について

<p>令和3年11月29日付3千子指導収第1548号 (令和3年10月22日付3千子指導収第1361号写)</p>	<p>令和4年1月11日3千子指導収第1785号</p>
<p>4 教育活動におけるPCR検査の活用について 教育活動は、基本的な感染症対策を徹底した上で実施することが基本であるが、主催団体や訪問先から、参加にあたってPCR検査の実施が求められる場合等は、教育委員会に相談する。</p>	<p>※ 記載なし</p>

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和3年11月末の報告)

教育委員会資料
令和4年1月11日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年		1	1	3	3			
	2年	1	2	3	3	3			
	3年				3	3	1	1	1
	4年	1		1	5	5	1	2	2
	5年		1	1	9	9	2	2	1
	6年	1	1	2	15	15	2	2	2
中・中等(前期)	1年	1		1	11	11	3	4	3
	2年	1		1	20	22	7	9	7
	3年	1	2	3	13	14	5	5	5
中等(後期)	4年				3	3	/	/	/
	5年				3	3			
	6年				2	2			
計	合計	6	7	13	90	93	21	25	21

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年1月11日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
1	11	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
1	12	水	9:00~	適性検査出願①(区分Aのみ)	九段中等教育学校	
1	13	木	9:00~	適性検査出願②(区分Aのみ)	九段中等教育学校	
1	14	金				
1	15	土				
1	16	日				
1	17	月				
1	18	火	11:00~	適性検査応募状況の発表	九段中等教育学校	
1	19	水	10:30~	指導課訪問(和泉小学校) ◎	和泉小学校	教育委員出席
1	20	木				
1	21	金				
1	22	土				
1	23	日				
1	24	月				
1	25	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
1	26	水				
1	27	木				
1	28	金	10:00~	連合作品展始 指導課訪問(九段小学校) ◎	区役所1階 区民ホール 九段小学校	教育委員出席
1	29	土				
1	30	日				
1	31	月	14:00~	研究発表会 ◎	神田一橋中学校	教育委員出席
2	1	火		連合作品展終	区役所1階 区民ホール	

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
2	2	水	未定	ペスタロッチ祭 ◎	未定	教育委員出席
2	3	木	8:30~	適性検査	九段中等教育学校	
2	4	金				
2	5	土				
2	6	日				
2	7	月				
2	8	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
2	9	水	8:00~ 9:00~ 9:00~	合格発表(HP) 合格発表(掲示) 入学手続き(~15:00)	九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校	
2	10	木	9:00~	入学手続き(~12:00)	九段中等教育学校	
2	11	金				
2	12	土				
2	13	日				
2	14	月				
2	15	火				
2	16	水				
2	17	木				
2	18	金	13:45~	人権尊重教育推進校研究発表会 ◎	千代田小学校	教育委員出席
2	19	土				
2	20	日				
2	21	月				
2	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
2	23	水				

「広報千代田」
1月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 13件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	子ども施設課 区民宿泊施設 メレーズ軽井沢利用案内	繁忙期(ゴールデンウィーク)の予約申し込みの概要と、通常期の申し込み方法の案内	2月1日(火)～8日(火)	メレーズ軽井沢	
2	学務課 千代田区連合作品展	区内保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の園児、児童、生徒の作品を展示	1月28日(金)9時30分～31日(月)15時	区民ホール	
3	文化振興課 こども体験教室「蒔絵箸置きをつくろう」	漆工芸技術の1つである蒔絵の歴史を学び、箸置きに蒔絵を施す体験	3月6日(日)14時～16時30分	日比谷図書文化館4階スタジオプラス(小ホール)	—
4	文化振興課 特別研究室企画展示「内田嘉吉文庫の古書で旅する世界の街」	内田嘉吉文庫所蔵の18～19世紀に発行された資料を中心に、街の興隆の様子を紹介する展示	1月18日(火)～3月31日(木)	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
5	文化振興課 関連講座「古書で紐解く近現代史セミナー第39回 山田寅次郎 ～日本とトルコの親善に生涯を捧げた「民間大使」～」	山田寅次郎が日本とトルコの民間交流に果たした役割についての講座	2月20日(日)14時～15時30分	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
6	文化振興課 内幸町ホール生涯学習プログラム「フラダンス1日体験教室～はじめてのフラダンス～」参加者募集	フラダンスの楽しさを体験していただく1日体験教室を開催	2月28日(月)14時～15時30分	内幸町ホール	内幸町ホール

7	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	2月13日11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
8	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座事業事業サークル体験週間	15サークルがどなたでも参加できる体験会を開催	2月24日(木)～3月2日(水)	九段生涯学習館	九段生涯学習館
9	生涯学習・スポーツ課	みんな楽しい紙ペンゲーム-いつでもどこでも誰とでも-	小学生以上を対象とし、ゲームを通じた異世代交流会を開催	2月23日(水・祝)10時～12時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
10	生涯学習・スポーツ課	区民スポーツ大会「ドッジビー大会」	小学3年生以上の区内在住・在学者を対象としたドッジビー大会を開催	3月6日(日)10時～	スポーツセンター	
11	生涯学習・スポーツ課	ジュニアスキー教室	区内在住・在学の小学3年生～6年生、中学生を対象としたスキー教室	3月18日(金)～21日(月・祝)	菅平高原スキー場(長野県上田市)	千代田区体育協会
12	生涯学習・スポーツ課	お天気キャスターになってみよう-わかりやすく伝える、空の不思議-ジュニアカレッジ	気象の知識を身につけ自然災害に備えるための講座	2月19日(土)14時～15時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催。料理のプログラム「季節の彩りワンプレートごはん」	2月17日(木)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館